

FATF 声明
2013 年 2 月 22 日

(仮訳)

金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与 (ML/TF) リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、對抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

エクアドル

エチオピア

インドネシア

ケニア

ミャンマー

ナイジェリア

パキスタン

サントメ・プリンシペ

シリア

タンザニア

トルコ

ベトナム

イエメン

FATF に認められたアクションプランの大部分を対処したボリビア、スリランカ及びタイの進捗に従い、これらの国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善: 継続プロセス」に掲載されている。キューバは現在、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行についてハイレベルでの政治的コミットメントを示している。したがって、キューバも「国際的な資金洗浄・テロ資金供与

対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されている。

イラン

イランは FATF への関わりを以前に持っており、近時に FATF に対して資料の提出を行ったにもかかわらず、FATF は、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2013年6月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

2012年10月以降、DPRK は APG (アジア太平洋 FATF 型地域体) に対して、APG への参加の意思を表明しており、直接 FATF と連携している。FATF は同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランに関して FATF と合意に至るよう、FATF 及び APG との連携を強化することを求める。

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言した 2011 年 2 月 25 日付の要請内容を改めて求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、また、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

エクアドル

エクアドルは、テロ資金供与対策関連法案の国会への提出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び GAFISUD と継続して協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協調強化の継続を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATF は、同国が、テロ資金供与対策関連法の成立を含む、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応すること及びアクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

エチオピア

エチオピアは、2013 年 1 月 4 日の資金洗浄・テロ資金供与対策に係る新法の採択を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。これらの法律採択は余りに近時に行われたものであるため、FATF は未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定できていない。①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施。エチオピアの、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとの

ハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している可能性がある。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

インドネシアは、FATF勧告に概ね整合的な、テロ資金供与の犯罪化のための法律成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。この法律成立が余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ法律を審査していない。さらに、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続がどの程度構築及び履行されているかを判定できていない。FATFは、同国がFATF勧告を遵守するために、残存する問題に対応することを慫慂する。

ケニア

ケニアは資金洗浄の犯罪化及び資産の凍結・差押・没収における欠陥に対応するための犯罪収益・資金洗浄対策に関する改正法成立、及び中央銀行による資金洗浄に係る改正ガイドラインの発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、ケニアの、FATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施、⑤全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施、及び⑥顧客管理措置の更なる改善及び拡大を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ミャンマーの、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦

略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を奨励する。

ナイジェリア

ナイジェリアは、資金洗浄禁止法改正と2013年2月21日のテロリズム防止法の改正法成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。これらの法律成立は余りに近時に行われたものであるため、FATF は未だ法律を審査しておらず、資金洗浄及びテロ資金供与が国際基準に従い適切に犯罪化されているかを判定していない。FATF は、同国が残存するこれら資金洗浄・テロ資金供与対策上のこれらの問題に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

パキスタン

パキスタンは、国連安保理決議1267の義務の不履行に対する制裁金の上限額引上げのための規則の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、そのアクションプランの完全な履行に十分な進捗を未だ示しておらず、主要なテロ資金供与対策に、ある一定の重大な欠陥が残存している。特に、同国は、テロ資金供与罪、テロリストの資金を特定し凍結することについてのFATF基準を充たすテロ対策法を改正する必要がある。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペは、新たな刑法を施行させたことにより、資金洗浄・テロ資金供与対策法が執行されることになった。しかし、同国の、FATF 及び GIABA(西アフリカFATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプラン

の履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

シリアの、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためにFATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①国連安保理決議1373に基づく義務を履行するための、十分な法令整備及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、及び②司法共助のための適切な法律・手続の導入を含む、これらの欠陥に対処するためにアクションプランへの取組を継続すべきである。FATFは、FATFが同国の進捗を正確に評価することが可能となるよう、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを、同国に対し慫慂する。

タンザニア

タンザニアは、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、テロ資金供与対策において、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行に関してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATFは同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

トルコ

トルコは、テロ資金供与罪において特定された欠陥の多くに対応する新法の成立及び

テロリスト資産を凍結するための法的根拠の整備を含む、テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。FATF は、同国の国際基準の遵守を改善するこれらの顕著な進歩を歓迎する。結果として、FATF は、トルコのメンバーシップを一時停止しないことを決定した。これらの前向きな進展にも関わらず、同国のテロ資金供与対策の体制にはいくつかの継続的な欠陥が残存している。FATF 基準の遵守レベルが十分なものとなるよう、同国はそれらの欠陥に対応しなければならない。トルコは、それらの欠陥に対応することをコミットしており、2013 年 6 月に開催される次回 FATF 会合前に、どのようにそれらに対応するかについての報告書を提出する。

ベトナム

ベトナムは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び APG と協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化に係る残存する問題への対処、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③FATF 基準に従い法人を刑事責任の対象とすること、及び④国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

イエメン

イエメンは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③特にテロ資金供与に関し、金融機関における疑わしい取引の届出義務の遵守を確保するため、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視・監督能力の発展、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

(以 上)